

答 申

第 1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和 5 年（2023 年）1 1 月 2 4 日付け令 5 県民生活第 4 3 0 号で行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求（添付書類は省略）

審査請求人は、令和 5 年 1 1 月 1 0 日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成 9 年山口県条例第 1 8 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、「「〇〇課」令和〇年〇月に〇〇が現職死亡された。しかし、職員イントラには死因が表示されていなかった。〇〇が「不表示、としたのは〇〇本人の希望があったため」と理由を説明された。関係文書全て（メモ含む）」に係る公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に対し、山口県グループウェアのインフォメーションに訃報を掲載するに当たり、文書やメモの作成はしていないことから、請求の対象となっている公文書は、作成されておらず存在しないことを理由として、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 5 年 1 2 月 1 日付けで、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定に基づく審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消を求めるというものである。

2 審査請求の理由（添付書類は省略）

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第 4 実施機関の説明要旨（弁明書より抜粋）

（省略）

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

本審査請求では、本件請求の対象となる公文書について、作成しておらず存在していないことを理由として実施機関が本件処分を行ったことの妥当性が争点となっていることから、この点について検討する。

山口県グループウェアのインフォメーションに掲載する訃報は、個人の訃報と葬儀に関する情報を提供するだけのもので、決裁により判断するようなものではないことから文書やメモの作成はしておらず、提供する情報は、故人の氏名、死亡日、通夜・葬儀の情報の記載があれば足りることから死因を記載しなければならないものではない、との実施機関の説明は、特段不自然、不合理とは言えず首肯できる。

2 その他

審査請求人は種々申し立てているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、第1の審査会の判断のとおり結論する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和 6 年 1 月 9 日	実施機関から諮問を受けた。
令和 6 年 6 月 3 日	事案の審議を行った。
令和 7 年 5 月 2 3 日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第一部会）委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
沖 本 浩	弁護士	部会長
古 林 照 己	公認会計士	
服 部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

（令和7年5月23日現在）